

議案第28号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成31年3月28日

提出者 葛飾区長 青木 克徳

(提案理由)

超過勤務の上限時間等を定める必要があるため、本案を提出いたします。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年葛飾区条例第6号）
の一部を次のように改正する。

第10条中「断続的な勤務以外の勤務」の次に「（以下「超過勤務」という。）」を加え、
同条ただし書中「正規の勤務時間以外の時間において同条に掲げる勤務以外の勤務」を
「超過勤務」に改め、同条に次の1項を加える。

2 超過勤務に関しその上限時間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育
委員会規則で定める。

第11条の2第1項中「第10条に規定する勤務（以下「超過勤務」という。）」を「超過
勤務」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正)

2 幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年葛飾区条例第7号）の一部を次のよう
に改正する。

第20条第1項中「第10条」を「第10条第1項」に改める。

(幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

3 幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成12年葛飾区条例第8
号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第10条に規定する勤務」を「第10条第1項に規定する超過勤務」に改める。